

厚労省案と民主党案

刑事責任追及

厚労省案

調査を刑事処分につなげる

- 警察へ通知する義務
 - 故意による死亡
 - 標準的な医療から著しく逸脱した医療の疑い
 - 類似の医療事故を過失により繰り返した疑い
 - 隠蔽・偽造の疑い
- 個人が警察へ通知するのは自由

民主党案

調査と刑事処分を切り離す

- 警察へ通知しない
- 個人が警察へ通知するのは自由

医師法21条

厚労省案

医療事故は警察への
届出対象のまま

- ・ 委員会に届出を行えば
21条の届出は免除

最高裁判決※に従う
ルールを一般化し、広める

民主党案

医療事故は警察への
届出対象ではない

- ・ 医師法21条を削除
- ・ 死亡診断書を発行できな
いとき、警察に届出る

最高裁判決※を覆す
国会議員による政治決断

※都立広尾病院事件

第三者委員会への届出

厚労省案
21条の警察届出を
免除されるため

- 死亡例のみ
- 届出義務

民主党案
患者・家族・医療者の
納得のため

- 死亡例だけでなく
高度障害等も含む
- 納得したい人が
調査依頼

原因究明

厚労省案
第三者委員会
他の選択肢はない

- 第三者への届出義務
- 他の選択肢はない

単一の価値判断

民主党案
院内委員会が一義的
多様な選択肢

- 院内に調査委員会の設置義務（中小病院や診療所が共同で設置することも含む）
- 多様な選択肢
 - メディエーター設置義務
 - 第三者による調査
 - 第三者による紛争解決

多様な価値判断が可能

行政責任追及

厚労省案

医道審議会も
単一の価値判断に従う

民主党案

医道審議会は
独自の判断を下す